平成２６年（フ）第１１４号
京都府宇治市槇島町目川159番地の１
債務者　シンシンテクニカル株式会社
代表者代表取締役　宇野　隆朗
１　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古家野彰平
４　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
高知県高岡郡檮原町坪野田161番地
債務者　有限会社川上建設
代表者代表取締役　川上　豊昭
１　決定年月日時　平成26年２月25日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　雅康
４　破産債権の届出期間　平成26年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後１時30分
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３号
山口県長門市仙崎1416番の１地
債務者　株式会社藤辰商店
代表者代表取締役　藤田　照人
１　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中光　弘治
４　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午後１時30分
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第８号
鳥取県倉吉市上井212番地５
債務者　有限会社うつぶき
代表者代表取締役　佐々木慎一
１　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾西　正人
４　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第９号
鳥取県倉吉市清谷町２丁目20番地
債務者　有限会社丸慎
代表者代表取締役　佐々木慎一
１　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾西　正人
４　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第６１７号
神戸市東灘区住吉山手１丁目10番32号
債務者　上田　　猛
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　　真
４　破産債権の届出期間　平成26年３月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津98番地５
債務者　有限会社西田建設
代表者代表取締役　西田　雅則
１　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野 泰弘
４　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月２日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第３４号
埼玉県入間市大字野田637番地６井上ビル１Ｆ
債務者　有限会社細野セレクション
代表者取締役　高橋　敏雄
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　善亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午前10時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１００号
名古屋市天白区土原４丁目801番地
債務者　野原工業株式会社
代表者代表取締役　野原　米吉
１　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮　　博則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７５号
札幌市手稲区新発寒５条８丁目９番12号
債務者　有限会社Ｔｒａｎｓ　Ｗｏｒｌｄ　Ｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ
代表者代表取締役　永原　顯一
１　決定年月日時　平成26年２月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塙　祐一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７号
横浜市戸塚区鳥が丘38番地１
債務者　株式会社イクス
代表者代表取締役　上田　三晃
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　糸井　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前11時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７７号
札幌市北区北29条西５丁目２番23号
債務者　株式会社カワムラ
代表者代表取締役　川村　　透
１　決定年月日時　平成26年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木場　知則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７号
北海道室蘭市小橋内町１丁目25番９号、前住所北海道室蘭市西小路町１番５号
債務者　傳野　龍夫
１　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増川　　拓
４　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７７７号
仙台市宮城野区東仙台５丁目30番32号
債務者　山田　光子
１　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　初江
４　破産債権の届出期間　平成26年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係